

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	ぎふ魅力づくり推進部 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	工事監査
監 査 日	令和 4 年 1 月 17 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担 当	ぎふ魅力づくり推進部 ぎふ魅力づくり推進政策課(内線3024)

指摘事項	措 置 状 況
<p>1 適正な監督業務の執行について 建設業法第3条第1項は、建設業を営もうとする者は、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業の許可を受けなければならない旨規定し、同法施行令第1条の2第1項は、政令で定める軽微な建設工事は、工事1件の請負代金の額が500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、1,500万円)に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事とする旨規定している。</p> <p>しかしながら、一部の一次下請け業者は、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、受注者から500万円以上の解体撤去工事を受注していた。岐阜市が定めた工事現場における施工体制点検マニュアルでは、施工体制の点検に当たり不適切な事案があった場合、文書で改善指示することになっているが、ぎふ魅力づくり推進部から施工依頼を受けたまちづくり推進部は建設業法違反を疑うに足る事実を把握できる状況にあったにもかかわらず、その確認が不十分であり、対応していなかった。</p> <p>今後は、受注者が建設業法を遵守するよう、適正な工事の監督業務の執行に努められたい。</p>	<p>再発防止の取り組みとして、下記のとおり研修等を実施した。 (公共建築整備課)</p> <p>① 発生事案及び再発防止について周知 ・建設業法について ・「工事現場における施工体制点検マニュアル」に基づく点検実施方法の再確認</p> <p>② 各係長へ、係内研修を行うよう指示</p> <p>③ 当該建設会社への資格停止措置等の処分が行われた後 ・処分内容について周知 ・改めて、「工事現場における施工体制点検マニュアル」により適正に点検を実施し、再発防止に努めるよう指示</p> <p>④ 今後同様な事案が発覚した場合、県へ報告するよう周知</p>